

藤井寺市民間保育所等運営費補助金交付要綱

藤井寺市民間保育所運営費補助金交付要綱(昭和49年6月1日制定)の一部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、民間保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び幼稚園（以下「民間保育所等」という。）の設置者に対し、予算の範囲内において、民間保育所等運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、当該民間保育所等の保育内容及び運営の充実並びに子育て支援の推進等を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に定める保育所のうち、同法第35条第4項の規定により設置されたものをいう。
- (2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する認定こども園（国、都道府県及び市町村以外の者が設置する認定こども園に限る。）をいう。
- (3) 幼稚園型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号）第1の1に規定する認定こども園（国、都道府県及び市町村以外の者が設置する認定こども園に限る。）をいう。
- (4) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園のうち、同法第4条第1項第3号の規定に基づき設置されたものをいう。

(補助対象)

第3条 この補助金の対象は、藤井寺市内に所在する民間保育所等（別表第1に規定する一時預かり事業（幼稚園型）に係る事業費にあつては、藤井寺市外に所在する民間保育所等を含む。）のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定による確認を受けた施設において第1条の目的を達成するための事業（以下「補助事業」という。）を計画し、実施する者（以下「補助事業者」という。）とする。

（補助の要件）

第4条 補助事業者は、施設及び運営が大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第103号）及び大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成18年大阪府条例第88号）に定める基準に適合するものでなければならない。

（補助金の種別）

第5条 この補助金の対象となる補助種別、補助項目、対象施設、補助要件、補助対象経費、補助対象額、補助基準額及び補助基本額は、別表第1から別表第7までのとおりとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、藤井寺市民間保育所等運営費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付するときにおける補助金の額を決定し、藤井寺市民間保育所等運営費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受け取った日から30日以内に、文書をもって申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助事業の内容等の変更）

第9条 補助事業者は、第7条の規定による通知を受けた後、当該決定に係る補助事業のうち次に掲げる内容を変更しようとするときは、藤井寺市民間保育所等運営費補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするとき。

(2) 補助事業に要する経費等の変更をしようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の

可否及び変更を承認するときにおける補助金の額を決定し、藤井寺市民間保育所等運営費補助金変更承認（不承認）通知書（様式第４号）により、補助事業者に通知するものとする。

（中止又は廃止の届出等）

第１０条 補助事業者が、当該決定に係る補助事業を中止又は廃止しようとするときは、藤井寺市民間保育所等運営費補助金中止・廃止届出書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第１１条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、藤井寺市民間保育所等運営費補助金実績報告書（様式第６号）に必要な書類を添えて、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

（補助金の交付決定額の確定）

第１２条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか審査し、適合すると認めたときは、次に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助事業者へ藤井寺市民間保育所等運営費補助金交付確定通知書（様式第７号）により通知するものとする。

(1) 実績報告の額が交付決定額（変更決定を含む。以下同じ。）と同額又はそれを超えた場合は、交付決定額をもって補助金の額を確定する。

(2) 実績報告の額が交付決定額に満たない場合は、実績報告の額をもって補助金の額を確定する。

（補助金の精算）

第１３条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定したのち、藤井寺市民間保育所等運営費補助金精算書（様式第８号）により速やかに補助金を精算するものとする。

２ 市長は、前条の規定により補助金の額が確定した場合において、その確定した額を超えて補助金が交付されているときは、その差額について、藤井寺市民間保育所等運営費補助金返還請求書（様式第９号）により補助事業者に対して返還を求め、補助事業者は市長が指定する日までに補助金を返還するものとする。

（補助金の交付の時期等）

第１４条 補助金の交付は、第７条の規定による交付決定後に行うものとし、交付月及び各月の交付割合は次に定めるところによる。

- (1) 6月 第7条による交付決定額の4割相当額
- (2) 11月 第7条による交付決定額の4割相当額
- (3) 翌年5月 第12条により確定した額から前2号の交付済額を控除した額

2 前項で規定した交付月のうち、6月及び11月については概算払とし、翌年5月については精算払とする。

3 補助事業者は、第7条の規定による通知を受けた後、前項に規定する交付時期ごとに市長が指定する期日までに藤井寺市民間保育所等運営費補助金交付請求書（様式第10号）を提出しなければならない。

4 市長は、第9条に基づき交付決定額に変更があった場合は、第1項の規定にかかわらず、適宜、その交付割合を見直すものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外又は不当に使用したと認められるとき。
- (3) 補助対象経費を変更し、又は中止したとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、藤井寺市民間保育所等運営費補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、藤井寺市民間保育所等運営費補助金返還命令書（様式第12号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（規則の準用）

第17条 この要綱に定めるほか、補助金の交付について必要な事項は、藤井寺市補助金交付規則（昭和48年藤井寺市規則第8号）を準用する。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 17 日から施行し、改正後の藤井寺市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 15 日から施行し、改正後の藤井寺市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 31 日から施行し、改正後の藤井寺市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 19 日から施行し、改正後の藤井寺市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和 2 年 1 月 16 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 18 日から施行し、改正後の藤井寺市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行し、改正後の藤井寺市民間保育所等運

営費補助金交付要綱の規定は、令和２年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年５月２１日から施行し、改正後の藤井寺市民間保育所等
運営費補助金交付要綱の規定は、令和３年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年１０月１日から施行し、改正後の藤井寺市民間保育所等
運営費補助金交付要綱の規定は、令和３年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年５月３１日から施行し、改正後の藤井寺市民間保育所等
運営費補助金交付要綱の規定は、令和４年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年５月３１日から施行し、改正後の藤井寺市民間保育所等
運営費補助金交付要綱の規定は、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年１０月１日から施行し、改正後の藤井寺市民間保育所等
運営費補助金交付要綱の規定は、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年１月２６日から施行し、改正後の藤井寺市民間保育所等
運営費補助金交付要綱の規定は、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年８月３０日から施行し、改正後の藤井寺市民間保育所等
運営費補助金交付要綱の規定は、令和６年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和７年９月２２日から施行し、改正後の藤井寺市民間保育所等
運営費補助金交付要綱の規定は、令和７年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和８年２月４日から施行し、改正後の藤井寺市民間保育所等運
営費補助金交付要綱の規定は、令和７年４月１日から適用する。

別表第1（第5条関係）

補助種別		No.	補助項目	対象施設	補助要件	補助対象経費	補助対象額	補助基準額	補助基本額
保育所等運営費補助	人件費	1	嘱託医等手当加算	民間保育所及び幼保連携型認定こども園	嘱託医師、嘱託歯科医師、学校医及び学校歯科医を配置していること。	嘱託医師、嘱託歯科医師、学校医及び学校歯科医に対して支払う報酬	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額。ただし、保育所運営費に含まれる嘱託医等手当176,410円を控除する	1施設 150,000円 【基準日4月1日】 ただし、年度途中開所の場合においては次により算定された額による。 12,500円×実施月数	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
		2	特別加配保育士等配置費	民間保育所及び幼保連携型認定こども園	国が定める最低基準数以上に保育士及び保育教諭を配置していること。	特別加配保育士及び保育教諭（フリー）の人件費。ただし、1施設につき1人以内	補助対象経費の総額から利用者負担、寄附金等の収入を控除した額	保育士及び保育教諭1人当たりの人件費 3,598,320円 【基準日4月1日】 ただし、年度途中に開所や人員配置した場合においては次により算定された額による。 保育士及び保育教諭1人当たりの人件費 299,860円×実施月数	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
		3	障がい児担当保育士等配置費	民間保育所及び幼保連携型認定こども園	市が承認した障がい児保育の実施に際して、保育士及び保育教諭を加配していること。	障がい児保育担当保育士及び保育教諭の人件費	補助対象経費の総額から利用者負担、寄附金等の収入を控除した額	保育士及び保育教諭1人当たりの人件費に、障がい児認定児童数を2で除した数（小数点以下切り上げ）を乗じた金額とする。 保育士及び保育教諭1人当たりの人件費 3,598,320円 基本保育時間外の保育が常態化している場合、対応する保育士及び保育教諭1人当たりの人件費に1,108,080円を加算 【基準日4月1日】 ただし、年度途中に開所や人員配置した場合においては次により算定された額による。 299,860円×保育士及び保育教諭1人当たりの配置月数の総数 基本保育時間外の保育が常態化している場合、対応する保育士及び保育教諭1人当たりの人件費に92,340円を加算	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
		4	保育士等配置基準改善費加算	民間保育所及び幼保連携型認定こども園	1歳児を担当する保育士及び保育教諭を1歳児5人につき1人配置していること。国が定める1歳児配置改善加算の適用を受けていないこと。	1歳児5人につき1人保育士及び保育教諭を配置するために必要な人件費。ただし、1施設につき1人以内	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	次のいずれか小さい方の額 イ) 3,598,320円 ロ) 20,000円×1歳児入所児童数×12 【基準日4月1日】 ただし、年度途中に補助要件を満たした場合又は補助要件を満たさなくなった場合は、次により算定された額による。 次のいずれか小さい方の額 イ) 299,860円×対象月数 ロ) 20,000円×1歳児入所児童数×対象月数	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
		5	特別加配調理員配置費	民間保育所及び幼保連携型認定こども園	国が定める最低基準数以上（定員40人以下：1人、定員41人から150人：2人、定員151人以上：3人）に調理員を配置していること。	調理員の人件費	補助対象経費の総額から利用者負担、寄附金等の収入を控除した額	調理員の人件費 2,670,000円 【基準日4月1日】 ただし、年度途中に開所や人員配置した場合においては次により算定された額による。 調理員の人件費 222,500円×実施月数	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
		6	事務職員配置費	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園に移行することにより生じる利用者負担額徴収事務等、認定こども園にて処理する事務が増加することに伴い、事務担当の職員を配置していること。	事務職員の人件費	補助対象経費の総額から利用者負担、寄附金等の収入を控除した額	事務職員の人件費 1,093,680円 【基準日4月1日】 ただし、年度途中に開所や人員配置した場合においては次により算定された額による。 事務職員の人件費 91,140円×実施月数	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
	管理費	1	職員研修費加算	民間保育所及び幼保連携型認定こども園	公定価格の処遇改善等加算費対象職員に職務に関わる研修を受けさせていること。	研修の参加負担金及び講師謝礼	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	1人当たり 5,000円 【基準日4月1日】 ただし、年度途中開所の場合においては開所日を基準日とする。	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
		2	職員健康管理費加算	民間保育所及び幼保連携型認定こども園	公定価格の処遇改善等加算費対象職員に健康診断等を受けさせていること。	健康診断・予防接種等にかかる経費	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	1人当たり 7,000円 【基準日4月1日】 ただし、年度途中開所の場合においては開所日を基準日とする。	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
		1	児童健康診断費加算	民間保育所及び幼保連携型認定こども園 （ただし、2号認定及び3号認定の入所児童に限る。）	入所児童の健康診断を実施していること。	検診（検尿を含む）に必要な経費及びそれに付随する物品等にかかる経費。ただし、嘱託医等手当加算に含まれる費用を除く。	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	200円×入所児童数 【基準日4月1日】 ただし、年度途中開所の場合においては開所日を基準日とする。	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
		2	行事費加算	民間保育所及び幼保連携型認定こども園 （ただし、2号認定及び3号認定の入所児童に限る。）	入所児童を対象とした行事を実施していること。	行事の開催に必要な経費	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	2,000円×入所児童数 【基準日4月1日】 ただし、年度途中開所の場合においては開所日を基準日とする。	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
		3	給食内容充実事業	民間保育所及び幼保連携型認定こども園 （ただし、2号認定及び3号認定の入所児童に限る。）	国が定める基準額以上に入所児童の給食に要する材料費（主食、副食給食）を充実させていること。	給食材料に対する経費	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	0歳から2歳児 200円×入所児童数×12 3歳から5歳児 500円×入所児童数×12 【基準日4月1日】 ただし、年度途中開所の場合においては開所日を基準日とする。	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額

保 育 所 等 運 営 費 補 助	事 業 費	4	保育材料費加算	民間保育所及び幼保連携型認定こども園 (ただし、2号認定及び3号認定の入所児童に限る。)	国が定める基準額以上に入所児童の保育に要する保育教材を充実させていること。	保育材料費に対する経費	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	1,000円×入所児童数 【基準日4月1日】 ただし、年度途中開所の場合においては開所日を基準日とする。	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
		5	子育て家庭支援対策事業費	民間保育所及び幼保連携型認定こども園	子育て家庭支援対策事業費一覧表(別表第2)	事業実施に必要な経費	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	子育て家庭支援対策事業費補助基準額表(別表第3)に基づく。	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
		6	延長保育事業 (保育短時間認定分及び保育標準時間認定分)	民間保育所及び幼保連携型認定こども園 (ただし、2号認定及び3号認定の入所児童に限る。)	国が定める延長保育事業を実施していること。	事業実施に必要な経費	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	延長保育事業補助基準額表(別表第4)に基づく。	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
		7	病児保育事業	民間保育所及び幼保連携型認定こども園 (ただし、2号認定及び3号認定の入所児童に限る。)	国が定める病児保育事業を実施していること。	事業実施に必要な経費	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	国庫補助対象事業の補助基準額	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
		8	一時預かり事業(一般型)	民間保育所及び幼保連携型認定こども園	国が定める一時預かり事業を実施していること。	事業実施に必要な経費	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	一時預かり事業補助基準額表(別表第5)に基づく。	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
		9	一時預かり事業(幼稚園型)	幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び幼稚園並びに本市に住所を有する児童が在籍している本市の区域外に設置された幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び幼稚園 (ただし、1号認定の入所児童に限る。)	国が定める一時預かり事業を実施していること。	事業実施に必要な経費	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	一時預かり事業補助基準額表(別表第6)に基づく。	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
		10	保育体制強化事業	民間保育所及び幼保連携型認定こども園	国が定める保育体制強化事業を実施していること。	事業実施に必要な経費	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	保育体制強化事業補助基準額表(別表第7)に基づく。	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
		11	認定こども園特別支援教育・保育事業	幼保連携型認定こども園 (ただし、1号認定の入所児童に限る。)	国が定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業のうち、認定こども園特別支援教育・保育に係る事業を実施していること。	事業実施に必要な経費	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	国庫補助対象事業の補助基準額	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
		12	給食費負担軽減事業	民間保育所、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園 (ただし、1号認定及び2号認定の入所児童に限る。)	入所児童に対して給食を提供していること。	給食(主食費及び副食費)の提供に対する経費	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	3歳から5歳児 400円×入所児童数×12	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
		13	保育士宿舍借り上げ支援事業	民間保育所、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園	国が定める保育士宿舍借り上げ支援事業を実施していること。	事業実施に必要な経費	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	国庫補助対象事業の補助基準額	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額
		14	保育補助者雇上強化事業	民間保育所及び幼保連携型認定こども園	国が定める保育補助者雇上強化事業を実施していること。	事業実施に必要な経費	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	国庫補助対象事業の補助基準額	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
		15	感染症対策のための改修整備等事業	民間保育所及び幼保連携型認定こども園	国が定める保育対策総合支援事業費補助金における感染症対策のための改修整備等事業(保育所等における使用済みおむつの処分の実施に必要な改修等に限る。)を実施していること。	事業実施に必要な経費	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	1施設当たり1,029千円	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額

16	性被害防止対策に係る設備等支援事業	民間保育所、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園	国が定める保育対策総合支援事業費補助金における保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施していること。	事業実施に必要な経費	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	国庫補助対象事業の補助基準額	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額
17	保育所等におけるICT化推進等事業	民間保育所及び幼保連携型認定こども園	国が定める保育対策総合支援事業費補助金における保育所等におけるICT化推進等事業(業務のICT化等を行うためのシステム導入、翻訳機等の購入)を実施していること。	事業実施に必要な経費	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	国庫補助対象事業の補助基準額	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額
18	地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業	民間保育所、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園	国が定める地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業を実施していること。	事業実施に必要な経費	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	国庫補助対象事業の補助基準額	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額

別表第2(第5条関係)

子育て家庭支援対策事業費一覧表

番号	事業名称	事業内容
1	世代間交流事業	・在宅児童と民間保育所及び幼保連携型認定こども園に通う児童が地域の高齢者との交流を行う。
2	郷土文化伝承事業	・在宅児童と民間保育所及び幼保連携型認定こども園に通う児童が地域の文化を体験する事業を行う。
3	異年齢児交流事業	・在宅児童と民間保育所及び幼保連携型認定こども園に通う児童が行事等の共同活動を通じて、異年齢児との交流を行う。
4	食育推進事業	・在宅児童へ食育に関する情報提供や食生活の充実に関する事業を行う。
		・在宅児童と民間保育所及び幼保連携型認定こども園に通う児童が地域の農園等の収穫など体験を行う。
5	子育て相談事業	・在宅で子育てを行う保護者に対して、子育てに関する相談を行う。
6	子どもの相談事業	・在宅児童が保護者以外に相談できる場として、相談を行う。
7	育児サークル支援事業	・育児サークルの運営の支援を行う。
8	園庭開放事業	・民間保育所及び幼保連携型認定こども園の施設を在宅児童と保護者に開放し、親子で安心して遊べる場を提供する。

※ただし、地域子育て支援拠点事業を実施する民間保育所及び幼保連携型認定こども園は、表2に掲げる1、2、3、4の事業から選択実施することとする。

別表第3(第5条関係)

子育て家庭支援対策事業費補助基準額表

補助金の額	2事業以上を実施することとし、1施設の上限は300,000円とする。
-------	------------------------------------

別表第4(第5条関係)

延長保育事業補助基準額表

保育短時間認定分(在籍児童1人当たり年額)

平均対象児童数	1時間延長	2時間延長	3時間延長
1人以上	21,200	42,400	63,600

保育標準時間認定分(1事業当たり年額)

平均対象児童数	30分延長	1時間延長	2時間延長	3時間延長	4時間延長
1～2人	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
3人～	600,000	1,760,000	2,761,000	2,761,000	5,804,000

保育短時間認定と保育標準時間認定の平均児童数とは、年間の上記の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第1位を四捨五入して得た数とすること。

朝夕の延長保育時間及び平均対象児童数を合算することはせず、朝夕それぞれで適用すること。ただし保育短時間認定児について、朝夕それぞれの延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1人以上いる時間を朝夕合算して算出すること。

保育短時間認定児について、11時間の開所時間を超える延長保育を実施した場合は、各延長時間の取扱いについて標準時間認定と同様とし、各時間帯における平均対象児童数の算定については標準時間認定児と合算して算出するものとする。

○1時間30分延長の場合

朝30分、夕1時間を延長保育時間帯とする場合、30分の600,000円と、1時間の平均対象児童数によって区分される補助基準額を合計した金額が補助基準額となる。

○2時間以上延長の場合

利用者数3人以上の場合、30分を超える延長保育を利用するすべての児童により区分される額となる。

利用者数2人以下の場合、上記の表により区分される額となる。

別表第5(第5条関係)

一時預かり事業(一般型)補助基準額表 単位:円

年間延べ利用児童数	補助基準額
50人未満	2,812,300
50人以上100人未満	3,766,900
100人以上200人未満	4,666,200
200人以上300人未満	5,622,800
300人以上900人未満	5,917,800
900人以上1, 500人未満	6,147,800
1, 500人以上2, 100人未満	7,689,800
2, 100人以上2, 700人未満	9,231,800
2, 700人以上3, 300人未満	10,773,800
3, 300人以上3, 900人未満	12,315,800
3, 900人以上	13,857,800

別表第6(第5条関係)

一時預かり事業(幼稚園型)補助基準額表

(児童1人当たり日額) 在籍園児(特別な支援を要する児童分を除く) ア 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用) (ア) 年間延利用児童数 2,000人超の施設 ①平日 440円 ②長期休業日(8時間未満) 440円 ③長期休業日(8時間以上) 880円 (イ) 年間延利用児童数 2,000人以下の施設 ①平日(1,600,000円÷年間延利用児童数)－400円(10円未満切り捨て) ②長期休業日(8時間未満) 400円 ③長期休業日(8時間以上) 800円 イ 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円 ウ 長時間加算 (ア)①及び(イ)①については4時間(又は教育時間との合計が8時間)、(ア)③、(イ)③及びイについては8時間を超えて1時間以上の利用があった場合、下記の利用時間に応じてア、イそれぞれの日額に加算 ・超えた利用時間が2時間未満 150円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円 ・超えた利用時間が3時間以上 450円 (ア)②及び(イ)②については4時間を超えた利用の場合、下記の利用時間に応じてア、イそれぞれの日額に加算 ・超えた利用時間が2時間未満 100円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円 ・超えた利用時間が3時間以上 300円 エ 保育体制充実加算 (ア)次の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設 1か所当たり 年額2,892,400円 (イ)次の①又は②の要件を満たした上で、③及び⑤の要件を満たす施設 1か所当たり 年額1,446,200円 ①平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること。 ②平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施するとともに、休日において40日以上(預かりを実施していること。 ③年間延べ利用児童数が2,000人超の施設であること。 ④児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省第11号)第36条の35第2号ロ(附則第56条第1項において読替え)及びハに基づき配置する者(以下「教育・保育従事者」)をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は2人を下ることがないこと。 ⑤教育・保育従事者の概ね2分の1以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は2人を下ることがないこと。 オ 就労支援型施設加算(事務経費) 1か所当たり年額1,383,200円 ※1 ※2③の配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする。 ※2 次の要件を満たす施設に適用する。 ①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること ②次のいずれかの要件を満たしていること a 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令39号)第42条に規定されている連携施設となっていること b 3以上の市町村から園児を受け入れていること c 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)を実施していること ③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること

特別な支援を要する児童分(児童1人当たり日額)

- ①平日 4,000円
- ②長期休業日 8,000円
- ③休日 8,000円

※以下のいずれかの要件を満たすと市が認める児童に適用する。

(ア) 教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童

(イ) 特別児童扶養手当受給証明書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市が認める児童

※ 幼稚園型の1施設当たり年額は、10,223,000円を上限額とする。(なお、特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置を適用したことにより、10,223,000円を超えた場合は、この限りでない)。

別表第7(第5条関係)

保育体制強化事業補助基準額表

補助金の額	補助対象経費(実支出額)と基準額とを比較して低い方の額 基準額＝100,000円×対象月数
-------	--

様式第1号(第6条関係)

年度 藤井寺市民間保育所等運営費補助金交付申請書

年 月 日

藤井寺市長 様

住 所

法人名

代表者名

施設名

標記の補助金について、交付を受けたいので、藤井寺市民間保育所等運営費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

補助金申請額

金

円

様式第2号（第7条関係）

藤井寺市民間保育所等運営費補助金交付（不交付）決定通知書

藤井寺市指令 第 号
年 月 日

住 所

法 人 名

代表者名

施 設 名

藤井寺市長

年 月 日付けで申請のあった標記の補助金については、下記のとおり決定しましたので、藤井寺市民間保育所等運営費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 決定事項 交付 不交付

2 交付決定額 金 円

3 不交付の理由

4 交付の条件

- (1) 事業の内容等を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の進行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業にかかる収入及び支出については常時書類を整備し、かつ事業完了後5年間保管し、市長が必要と認めた場合は、これを提出しなければならない。
- (5) 事業が完了したときは、補助事業実績報告書を市長が指定する期日までに提出しなければならない。その様式は藤井寺市民間保育所等運営費補助金交付要綱の様式第6号によるものとする。

各号の条件に違反した場合は、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

様式第3号(第9条関係)

年度 藤井寺市民間保育所等運営費補助金変更交付申請書

年 月 日

藤井寺市長 様

住 所

法人名

代表者名

施設名

年 月 日付け藤井寺市指令 第 号により交付の決定を受けた標記の補助金について、下記のとおり変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

1 変更交付申請額 金 円

区分	変更交付申請額	変更前交付決定額	差引所要額
民間保育所等運営費補助金	円	円	円

2 変更を必要とする理由(できるだけ具体的に記入してください。)

様式第4号（第9条関係）

藤井寺市民間保育所等運営費補助金変更承認（不承認）通知書

藤井寺市指令 第 号
年 月 日

住 所

法 人 名

代表者名

施 設 名

藤井寺市長

年 月 日付けで変更の申請のあった標記の補助金については、下記のとおり決定しましたので、藤井寺市民間保育所等運営費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 決定事項 承認 不承認

2 交付決定額

（1）変更後交付決定額	金	円
（2）変更前交付決定額	金	円
（3）差引所要額	金	円

3 不承認の理由

様式第5号（第10条関係）

藤井寺市民間保育所等運営費補助金中止・廃止届出書

年 月 日

藤井寺市長 様

住 所

法 人 名

代表者名

施 設 名

年 月 日付け藤井寺市指令 第 号により交付の決定のあった標記の補助金について、下記のとおり中止・廃止したいので関係書類を添えて届出します。

記

1 中止・廃止しようとする事業

2 中止・廃止しようとする理由

様式第6号(第11条関係)

年度 藤井寺市民間保育所等運営費補助金実績報告書

年 月 日

藤井寺市長 様

住 所

法人名

代表者名

施設名

標記の補助金について、藤井寺市民間保育所等運営費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて実績を報告いたします。

補助金所要額	円
補助金交付決定額	円
精算額	円

様式第7号（第12条関係）

藤井寺市民間保育所等運営費補助金交付確定通知書

藤井寺市指令 第 号
年 月 日

住 所

法 人 名

代表者名

施 設 名

藤井寺市長

年 月 日付け藤井寺指令 第 号で交付の決定をした標記の補助金については、次のとおり確定しましたので、藤井寺市民間保育所等運営費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

1 交付確定額 金 円
（返還額 金 円）

2 補助金交付の条件は、 年 月 日付け藤井寺市指令 第 号のとおりである。

様式第8号（第13条関係）

藤井寺市民間保育所等補助金精算書

年 月 日

藤井寺市長 様

住 所
法 人 名
代表者名
施 設 名

年 月 日付け藤井寺市指令 第 号により交付の決定を受けた標記の補助金について、年 月 日付け藤井寺市指令 第 号確定通知書に基づき、下記のとおり精算します。

記

精 算 額	金	円
交 付 確 定 額	金	円
概算交付済額	金	円
返 還 額	金	円

様式第9号（第13条関係）

藤井寺市民間保育所等運営費補助金返還請求書

藤井寺市第 号
年 月 日

住 所
法 人 名
代表者名
施 設 名

藤井寺市長

年 月 日付け藤井寺指令 第 号確定通知書に基づき、すでに交付した補助金について、下記のとおり返還されるよう請求します。

記

返還額 金 円

様式第 10 号（第 14 条関係）

藤井寺市民間保育所等運営費補助金交付請求書

年 月 日

藤井寺市長 様

住 所

法 人 名

代表者名

施 設 名

標記の補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

（振込先）

口座名義	
口座名義カナ	
金融機関名	
本支店名	
口座番号	
預金種別	

請求書発行責任者名： 連絡先電話番号：

請求書発行担当者名： 連絡先電話番号：

様式第 1 1 号（第 1 5 条関係）

藤井寺市民間保育所等運営費補助金交付決定取消通知書

藤井寺市指令 第 号
年 月 日

住 所
法 人 名
代表者名
施 設 名

藤井寺市長

年 月 日付け藤井寺市指令 第 号で交付を決定した標記の補助金については、下記のとおり決定を取り消しましたので、藤井寺市民間保育所等運営費補助金交付要綱第 1 5 条の規定により通知します。

記

取り消した理由

様式第 1 2 号（第 1 6 条関係）

藤井寺市民間保育所等運営費補助金返還命令書

藤井寺市指令 第 号
年 月 日

住 所
法 人 名
代表者名
施 設 名

藤井寺市長

年 月 日付け藤井寺市指令 第 号で交付を決定した標記の補助金について、藤井寺市民間保育所等運営費補助金交付要綱第 1 6 条の規定により、下記のとおり返還することを命ずる。

記

- 1 返還すべき額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還方法 別紙返納通知書による